（証券コード：9446）
（発送日）2026年12月２日
（電子提供措置の開始日）2026年11月26日

株　主　各　位

名古屋市中区千代田五丁目21番20号
株式会社サカイホールディングス
代表取締役社長　朝 田 康 二 郎

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

株主総会資料 掲載ウェブサイト
https://d.sokai.jp/9446/teiji/

また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「サカイホールディングス」または「コード」に当社証券コード「9446」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席いただけない場合は、「株主総会参考書類」をご検討のうえ、書面（郵送）またはインターネットにより2026年12月17日（木曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2026年12月18日（金曜日）午前10時（受付開始 午前９時30分）
2. **場　　所**　名古屋市中区千代田五丁目21番20号（エスケーアイファーストビル）
株式会社サカイホールディングス　本社５階会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. **目的事項**

報告事項

1. 第36期（2025年10月１日から2026年９月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第36期（2025年10月１日から2026年９月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役４名選任の件
第３号議案　会計監査人選任の件
第４号議案　取締役に対するストック・オプションとしての報酬等の内容決定の件

4. **招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）**

⑴書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

⑵インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

⑶インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

⑷代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願いいたします。
◎　電子提供措置事項に修正が生じた場合は、電子提供措置をとっている各ウェブサイトに修正した旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
◎　本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
　① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
　② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年12月18日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年12月17日（木曜日）
午後６時到着分まで



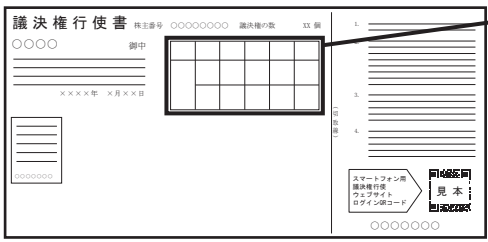
インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年12月17日（木曜日）
午後６時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3・4号議案

- 賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

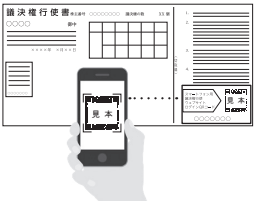
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2　議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3　議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
［電話］0120（652）031
受付時間　午前９時～午後９時

第36期事業報告

（自　2025年10月１日
　至　2026年９月30日）

Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

1．企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、継続的な賃上げに伴う雇用・所得環境の改善や、堅調なインバウンド需要の拡大を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、中東情勢、海外経済の動向、物価高騰に伴う生活防衛意識の高まりによる国内消費の停滞や、深刻化する人手不足による供給制約などのリスク要因が依然として存在し、先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、再生可能エネルギー事業の増強、携帯ショップの総合的評価の向上と採算性の見直し、保険代理店事業の販売力と生産性の向上、葬祭事業における会員募集の強化と質的向上、ビジネスソリューション事業の販売力強化と提案の多様化に注力しております。

この結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は18,287百万円（前期比7.5％増）、営業利益は1,454百万円（前期比0.8％減）、経常利益は1,322百万円（前期比0.7％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は640百万円（前期比35.1％減）となりました。

セグメントの経営成績は、次のとおりであります。

再生可能エネルギー事業につきましては、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの主力電源化が推進される一方、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、出力制御の増加や対象地域の拡大など、事業環境は変化しております。当社グループは、全国15ヶ所の太陽光発電所を運営しており、自社エンジニアによる運営・保守管理（Ｏ＆Ｍ）を行うことでコストの抑制を図るとともに、発電所を全国各地に分散することで気候・災害リスクの低減を図っております。各発電所は概ね安定的に稼働しましたが、出力制御の回数増加及び実施対象地域の拡大に加え、天候不良に伴う日射量の減少により発電量は減少しました。

この結果、当連結会計年度における売上高は2,204百万円（前期比7.6％減）、営業利益は988百万円（前期比15.5％減）となりました。

なお、当社が保有する太陽光発電所のパネル交換に伴う固定資産の除却及び建設中の栃木県佐野市の太陽光発電所の採算を検討した結果、将来の収益性を見直し減損処理を実施しました。

移動体通信機器販売関連事業につきましては、代表される通信キャリア系に加え、金融系・流通系を含む「ポイント経済圏」の競争が一段と激化し、料金競争から経済圏全体の価値提供を競う段階へと変化しております。それに伴い、通信サービスのＡＲＰＵ向上に向け、施策や料金プランの継続利用促進など、収益構造の高

度化が求められる環境が続いております。このような事業環境のもと、当社グループでは各店舗を「対面サービスを通じて地域のＤＸを支える拠点」と位置づけ、顧客満足度向上に向けた人材育成と人材採用の両立に取り組んでおります。お客様一人ひとりのライフステージや利用実態に合わせた料金プランのご案内、スマートフォンやアクセサリの販売に加え、光回線やキャリア推奨のクレジットカード等を通じて、各種ポイント・決済サービスを活かした経済圏型のライフスタイルコンサルティングを行っています。併せてアドレス等のデータ移行や保護フィルムの貼付等をサブスクリプション型の有償サポートで行うなど、多様なサービスを提供しています。また、外販専門部門を増員・強化し、商業施設等において積極的な営業展開をすることで、新規契約回線獲得に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度における移動体通信機器の販売台数は、新規・機種変更を合わせ69,573台（前期比0.0％増）、その内訳は、新規が29,175台（前期比0.3％減）、機種変更が40,398台（前期比0.3％増）となり、上記施策により売上高は13,450百万円（前期比11.1％増）、営業利益は495百万円（前期比12.5％増）となりました。

なお、各店舗の採算を検討した結果、不採算となっている店舗については減損処理を実施しました。

保険代理店事業につきましては、医療保険などの第三分野商品の加入件数が堅調に推移し、現在の主力販売商品になっています。また、新拠点の業績が順調に推移したことも寄与し、売上高は前期より拡大しております。

この結果、当連結会計年度における売上高は794百万円（前期比18.1％増）、営業利益は150百万円（前期比154.1％増）となりました。

葬祭事業につきましては、少子高齢化に伴う死亡者数の増加により市場は回復・拡大基調にありますが、世帯人数の減少、ネット系葬儀サービスの台頭、家族葬の浸透・定着による葬祭規模の縮小等、葬儀や供養のあり方自体が変化しており、今後も業界全体として葬祭規模の二極化はさらに進行していくものと捉えています。また、当社が運営する各会館の商圏エリアにおいても、競合他社の新規出店により競争が激化しており、葬儀案件の受注を取り巻く環境は厳しさを増しています。そのような市場環境のもと、地域密着型で効率的な運営を目的として、現在、愛知県の知多エリア及び西三河エリアで８会館を運営し、近隣店舗間の高い連携効率を実現しています。また、専門知識と経験豊富な葬祭ディレクターによるお客様本位の対応、搬送業務と接客要員における委託業務の一部内製化により、お客様のご要望に合わせたきめ細かなサービスを提供することで、葬儀案件受注及び葬儀施行単価の維持・向上に努めてまいりました。

しかしながら、競争激化の影響により葬儀施行件数が減少し、売上高は前期を下回りました。利益面においても、減収の影響に加え、新聞折込チラシへの依存度が

高い広告宣伝活動において、費用に見合う集客効果を十分に確保できなかったことなどが収益を圧迫し、営業利益は前期を下回りました。

今後は、既存会員との継続的な接点の強化による受注機会の確保、導入した業務システムの活用による生産性の向上及び広告宣伝活動の費用対効果の改善に取り組んでまいります。あわせて、葬儀に関する様々なニーズにワンストップで対応するため、樹木葬や永代供養墓の販売をはじめ、相続手続き支援、遺品整理などのサポート体制を強化し、更なるサービスの高付加価値化を実現することで、顧客満足度の向上と収益拡大を目指してまいります。

この結果、当連結会計年度における売上高は948百万円（前期比7.9％減）、営業利益は132百万円（前期比23.5％減）となりました。

不動産賃貸・管理事業につきましては、名古屋市千種区に大型立体駐車場「エスケーアイパーク法王町」を運営し、安定した賃料収入を計上しております。

この結果、当連結会計年度における売上高は65百万円（前期比0.0％減）、営業利益は13百万円（前期比15.4％増）となりました。

ビジネスソリューション事業につきましては、ＤＸの需要の高まりを背景に、携帯電話と光回線サービスを中心に法人のお客様の業務効率化、コスト削減に関するコンサルティング営業を展開しています。また、有償のアフターフォローサービス「ＳＫＩモバイルサポート」も順調に獲得数を伸ばしております。さらに、ＤＸ推進を行う為、ＳａａＳを自社で扱える準備を行い業種別のＤＭ＋テレマ等具体的なソリューション提案をスタートしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は822百万円（前期比9.3％増）、営業利益は110百万円（前期比20.9％増）となりました。

2. 企業集団の設備投資の状況

(1) 設備投資総額　663,655千円

(2) 当連結会計年度中に完成した主要設備
再生可能エネルギー事業
エスケーアイ岩村発電所　発電装置のリパワリング工事

(3) 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充、改修
再生可能エネルギー事業
エスケーアイ茨城牛久発電所　発電装置のリパワリング工事　他

3. 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度は、自己資金及び金融機関からの借入金により必要資金を賄いました。

4. 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第33期 2023年9月期	第34期 2024年9月期	第35期 2025年9月期	第36期 2026年9月期 (当連結会計年度)
売上高(千円)	14,848,662	15,484,837	17,017,023	18,287,099
経常利益(千円)	1,234,020	1,322,620	1,332,112	1,322,700
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	815,153	1,322,167	987,090	640,717
1株当たり当期純利益(円)	78.71	129.92	106.27	84.96
純資産(千円)	4,274,886	4,736,146	4,680,419	5,397,940
総資産(千円)	22,409,007	21,129,032	20,399,776	19,540,776
1株当たり純資産(円)	407.88	475.72	608.33	695.21

5. 重要な子会社の状況

会社名	資本金(千円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
株式会社エスケーアイ	10,000	100.0	移動体通信機器販売関連事業 ビジネスソリューション事業
株式会社セントラルパートナーズ	190,000	68.5	保険代理店事業
エスケーアイマネージメント株式会社	490,000	100.0	葬祭事業
エスケーアイ開発株式会社	200,000	100.0	不動産賃貸・管理事業 再生可能エネルギー事業

6. 企業集団の対処すべき課題

当社グループを取り巻く市場環境は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の拡大を背景に、緩やかな回復基調で推移する一方、不安定な国際情勢や物価高騰に伴う個人消費への影響、深刻化する人手不足など、依然として先行き不透明な状況が続いております。また、ＡＩをはじめとするデジタル技術の急速な進展により、顧客ニーズや事業環境が大きく変化しており、こうした変化への迅速かつ柔軟な対応が求められております。

このような状況の中、当社グループは、市場や顧客の動向を注視するとともに、ＡＩ等の先進技術の活用や事業環境の変化への対応を進め、ＥＳＧやＳＤＧｓ、地球温暖化防止に向けた世界的な取り組みに呼応しながら、再生可能エネルギー事業の拡充を図ってまいります。また、移動体通信機器販売関連事業、葬祭事業、保険代理店事業を通じて地域社会に貢献し、持続的な成長とさらなる企業価値の向上に努めてまいります。

また、当社グループでは、人材を「人財」として捉え、最も重要な経営資源の一つと位置付けております。高度化・多様化する顧客ニーズや技術革新に迅速かつ柔軟に対応できる優秀な人材の確保・育成を重要課題の一つに掲げ、人材育成を通じた企業体質の強化を図ってまいります。

経営ビジョンといたしましては、「カーボンニュートラルの実現に寄与する再生可能エネルギー事業の発展的展開」、「セグメント事業を通じた地域社会への生活インフラ提供」、「ＳＤＧｓの理念に基づく事業領域への新規ビジネス展開」の基本方針のもと、事業を推進してまいります。

7. 企業集団の主要な事業内容(2026年９月30日現在)

(1) 再生可能エネルギー事業
(2) 移動体通信サービスの加入契約取次ぎ代理店事業及び移動体通信端末の販売事業
(3) 生命保険・損害保険の募集業務及び付帯業務、通信販売業
(4) 葬祭請負を中心とした葬祭事業
(5) 不動産の賃貸業務及び管理業務
(6) モバイルの法人向け販売を中心としたビジネスソリューション事業

8. 企業集団の主要な営業所及び設備等（2026年９月30日現在）

(1) 当社

本社	愛知県名古屋市中区	
太陽光発電所	愛知県内	2ヶ所
	岐阜県内	1ヶ所
	三重県内	3ヶ所
	埼玉県内	1ヶ所
	和歌山県内	1ヶ所
	広島県内	1ヶ所
	熊本県内	2ヶ所
	茨城県内	1ヶ所
	千葉県内	1ヶ所
	宮城県内	1ヶ所

(2) 子会社

株式会社エスケーアイ

本社	愛知県名古屋市中区	
関東支社	神奈川県横浜市港北区	
静岡営業所	静岡県静岡市清水区	
店舗	愛知県内	21店舗
	静岡県内	11店舗
	東京都内	3店舗
	神奈川県内	14店舗

株式会社セントラルパートナーズ

本社	岐阜県大垣市
東北支店	青森県青森市
新潟支店	新潟県新潟市中央区
大阪支店	大阪府大阪市西区

エスケーアイマネージメント株式会社

本社	愛知県知多市	
葬儀会館	愛知県内	8会館

エスケーアイ開発株式会社

本社	愛知県名古屋市中区	
立体駐車場	愛知県（名古屋市）内	1ヶ所
太陽光発電所	三重県内	1ヶ所

9. 企業集団及び当社の従業員の状況（2026年９月30日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
再生可能エネルギー事業	4 名	―
移動体通信機器販売関連事業	316 名	27名増
保険代理店事業	68 名	１名減
葬祭事業	22 名	１名減
不動産賃貸・管理事業	― 名	―
ビジネスソリューション事業	28 名	５名増
全社（共通）	22 名	９名減
合計	460 名	21名増

（注）1. 従業員数には、臨時従業員125名は含まれておりません。

2. 全社（共通）として記載している従業員数は、持株会社である当社の従業員数であります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
26名	９名減	40.9歳	12.5年

（注）従業員数には、臨時従業員８名は含まれておりません。

10. 企業集団の主要な借入先・借入額（2026年９月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	3,837,556 千円
株式会社三井住友銀行	1,948,000
株式会社みずほ銀行	1,905,792
株式会社あいち銀行	938,767
株式会社十六銀行	736,060
株式会社大垣共立銀行	582,604
株式会社名古屋銀行	494,324
株式会社山口銀行	446,608
株式会社三十三銀行	256,375
株式会社横浜銀行	200,000
株式会社百五銀行	50,000

Ⅱ. 会社の株式に関する事項（2026年９月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　40,000,000株

(2) 発行済株式の総数　10,956,500株

(3) 株主数　4,055名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社サンワ	3,400,000	44.94
アイデン株式会社	258,500	3.41
株式会社サカイ	236,000	3.11
酒井俊光	230,000	3.04
INTERACTIVE BROKERS LLC	160,500	2.12
榊原康代	159,500	2.10
MYERS RONALD JUSTIN	145,100	1.91
松井証券株式会社	124,800	1.64
サカイホールディングス従業員持株会	117,000	1.54
株式会社あいち銀行	113,100	1.49

（注）１．当社は自己株式を3,391,405株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、取締役（社外取締役を除く）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（社外取締役を除く）	16,544	2

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等(2026年９月30日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	朝田康二郎	株式会社エスケーアイ取締役会長 株式会社セントラルパートナーズ取締役会長 エスケーアイマネージメント株式会社取締役会長 刀パートナーズ株式会社取締役 株式会社ファイナンシャルファーム取締役 株式会社ミツワ従業員
取締役	渕上真孝	経理部長
取締役	片山義浩	アスカ株式会社常務取締役ロボットシステム事業部長
取締役	秋葉一行	秋葉法律会計経営事務所所長
常勤監査役	内田守彦	－
監査役	後藤康史	後藤会計事務所所長
監査役	伊東祐介	法律事務所ZeLoIPO部門責任者 株式会社グッドニュース社外監査役 株式会社リオ・ホールディングス社外取締役 株式会社デベロップ社外取締役

(注) 1. 取締役片山義浩氏及び秋葉一行氏は、社外取締役であり、両氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 監査役後藤康史氏及び伊東祐介氏は、社外監査役であり、両氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

3. 監査役後藤康史氏は税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 監査役伊東祐介氏は弁護士の資格を有し、専門的見地と豊富な識見を有しております。

5. 当社は、取締役片山義浩氏及び秋葉一行氏並びに監査役後藤康史氏及び伊東祐介氏との間で、賠償責任限度額を、金1,000千円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とのいずれか高い金額とする責任限定契約を締結しております。

6. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、保険期間中に被保険者に対してされた損害賠償請求にかかる争訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とする等、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

7. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

8. 当事業年度中における取締役及び監査役の地位及び担当の異動は次のとおりです。

氏　名	異　動　前	異　　動　　後	異　動 事　由	異　　動 年　月　日
中 野 喜 夫	取締役執行役員 人財戦略部長兼 総務部長	取締役執行役員	―	2025年11月１日
中 野 喜 夫	取締役執行役員	―	任期満了	2025年12月19日
渕 上 真 孝	経理部長	取締役経理部長	―	2025年12月19日

2. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は取締役会にて取締役の個人別報酬の内容に係る決定方針を定めております。当社の取締役報酬は固定報酬と業績連動報酬で構成されており、業績連動報酬は各事業年度における営業利益目標の達成度合いを指標にしております。

なお、社外取締役、監査役には業績連動報酬の支給はありません。当社は、取締役等の指名や報酬等に関する評価、決定プロセスにおける、公平性、客観性、透明性の強化を図り、コーポレートガバナンス体制をより充実させるため、社外役員を過半数とする「指名報酬諮問委員会」を設置しています。委員長は社外取締役が務めております。

「指名報酬諮問委員会」は取締役会の諮問に応じ、取締役の報酬に関する事項について審議し答申を行います。取締役会は「指名報酬諮問委員会」の審議・答申を踏まえ、取締役の個人別の報酬を決議しております。取締役会は「指名報酬諮問委員会」が客観性、妥当性ある検討を行っていると判断しております。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	64,815 (9,600)	44,577 (9,600)	20,238 (－)	5 (2)
監査役 （うち社外監査役）	18,000 (9,000)	18,000 (9,000)	－ (－)	3 (2)
合計 （うち社外役員）	82,815 (18,600)	62,577 (18,600)	20,238 (－)	8 (4)

（注）1. 取締役の報酬額は、2020年12月25日開催の第30回定時株主総会において年額350,000千円以内（うち社外取締役年額70,000千円以内）と決議しております。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は８名（うち社外取締役は３名）です。
上記の報酬とは別枠で、2023年12月21日開催の第33回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額として年額50,000千円以内、株式数の上限を年50,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。
当該株主総会終結時点の員数は４名（うち、社外取締役は２名）です。
監査役の報酬額は、2020年12月25日開催の第30回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。
当該株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

2. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式報酬であり、割当の際の条件等は、譲渡制限付株式割当契約により割当を受けた日より当社または当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した直後の時点までの間であります。また、当事業年度における交付は「Ⅱ（５）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

3. 上記には、当社の連結子会社からの報酬等は含んでおりません。

3. 社外役員に関する事項

主な活動状況

区　分	氏　名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	片山義浩	当事業年度開催の取締役会18回中17回に出席し、企業経営における豊富な経験・識見を活かして、当社の経営活動全般に対して的確な意見を述べるなど、業務執行への提言及び経営の監督を適切に行っています。
取締役	秋葉一行	当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、弁護士及び公認会計士としての経験・識見を活かして、当社の経営活動全般に対して的確な意見を述べるなど、業務執行への提言及び経営の監督を適切に行っています。
監査役	後藤康史	当事業年度開催の取締役会18回及び監査役会19回の全てに出席し、会計事務所所長として、税務・会計面での豊富な経験・識見を活かし、幅広い見地から的確な意見を述べるなど、経営全般に対する提言を適切に行っています。
監査役	伊東祐介	当事業年度開催の取締役会18回及び監査役会19回の全てに出席し、弁護士としての経験に基づく、専門的見地と豊富な識見から適切な意見を述べるなど、経営全般に対する提言を適切に行っています。

Ⅴ. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称　　有限責任中部総合監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	29,000千円
②	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の報酬等について、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画と実績の対比を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画及び報酬額の見積りの相当性を検討し、同意しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という。）は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために、会社法第362条第４項第６号及び会社法施行規則第100条に基づき、内部統制システム構築の基本方針を定め、この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、内部統制システムを構築しており、会社法・会社法施行規則の改正に伴い、標記体制の改定について取締役会で決議している他、今後も常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図るため、次のような体制にしております。

なお、内部統制システムの構築の基本方針について取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の整備を決定する。

② 取締役会は、取締役会規程を定め、重要事項の意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。

③ コンプライアンス規程を定めるとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会を設け、当社グループのコンプライアンス体制を確保する。

④ 一人ひとりの行動規範となる行動指針を制定し、取締役及び従業員が、社会の良識に則り、誠実かつ公正な職務執行に努めるよう、教育・啓発活動等を推進する。

⑤ コンプライアンス窓口を設置し、当社グループの従業員等から申し出を受け付け、問題の早期発見・是正に努める。当社グループは、上記申し出を行った者に対し、それを理由に不利な取扱いをしない。

⑥ コンプライアンスの遂行状況のモニタリングは、内部監査担当部門が計画的に監査を行う。

⑦ 取締役及び従業員は、経営に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合には、すみやかに取締役会及び監査役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行状況を確認できるよう、文書管理規程を定め、議事録、稟議書、契約書等を適切に保存及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理規程を定め、リスク管理に関わる責任体制を整備するとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会により、当社グループのリスクの把握・評価並びに対応策の検討を行い、リスクの低減を図る。

② 個人情報の漏洩等の事業運営リスクについては、それぞれの組織において、必要な基準・ルールを定め、リスクの防止・低減を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会で定められた基本方針に基づき、経営に関する重要事項の審議、全般的業務執行方針を確立するために、当社及び子会社の社内役員、各部門等責任者等で構成されるグループ経営会議を設置し、運営する。

② 経営ビジョンのもと、年度計画を定め、目標達成のための業績管理、フォローを行うことにより、効率的な職務執行に努める。

③ 適正かつ効率的に職務を執行できるよう、組織規程、稟議規程、職務権限規程等の意思決定に関する規程を整備する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

① 当社取締役会においてグループ各社の重要事項の承認を行う。

② 当社は、グループ各社の経営の業務執行状況、財務状況等の報告を求め、グループ各社は、すみやかにこれに応じる。

③ グループ各社は、コンプライアンスの徹底を図るとともに、経営に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合には、すみやかに当社に報告する等適切に対応する。

④ グループ各社の業務活動の適正等については、当社の内部監査担当部門が計画的に監査を行う。

(6) 監査役の職務を補助する社員に関する事項及び当該社員の取締役からの独立性に関する事項

① 常勤する監査役の求めに応じ、職務を補助する社員を配置できることとする。当該社員は、監査役の指揮命令のもと監査役の職務を補助する。

② 当該社員の人事異動、考課等については、事前に常勤する監査役と協議する。

(7) 監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、取締役会やグループ経営会議等の重要会議に出席し、また、稟議書および議事録等の閲覧により、必要な情報の提供を受ける。

② 当社グループの取締役及び従業員は、年間計画・決算等の主要な業務執行状況について、定期的に監査役に報告する。

③ 当社グループの取締役及び従業員並びにグループ会社監査役は、監査役から報告を求められた場合は、すみやかに応じる。当社グループは、監査役に報告した者に対し、それを理由に不利な取扱いをしない。

④ 監査役がその職務の執行について費用の請求をした場合は、必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用を支払う。

(8)　反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力との関係遮断については、対応統括部署を定める等必要な体制を整備するとともに、外部専門機関と連携して対応する。

2.　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社のコーポレートガバナンスの充実に向けた取組みの最近１年間（当事業年度の末日から遡って１か年）における実施状況は次のとおりであります。

(1)　取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①　サカイホールディングスグループ行動指針を定め、取締役及び従業員が、社会の良識に則り、誠実かつ公正な職務執行に努める企業風土の確立を目指しております。

②　取締役会における意思決定の透明性を高めるため、取締役・監査役７名のうち、４名は社外役員としております。また、社外役員に対しては、事業責任者による事業説明会、意見交換会を実施するとともに、取締役会実効性評価を行い、実効性向上を図っております。

③　コンプライアンス・リスク管理委員会を四半期毎に開催し、グループ全体のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括するとともに、法令違反の点検、コンプライアンス窓口から通報された事案の検討等を実施しております。

④　グループ社員全員を対象として、コンプライアンス研修（eラーニング）を実施するとともに、コンプライアンスに対する意識を調査し、グループ全体の教育、啓発活動に努めております。

⑤　コンプライアンスの遂行状況のモニタリングは、内部監査部門が、全部署を対象としてリスクアプローチに基づいた監査を実施しております。

(2)　取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会・グループ経営会議・各種会議等重要会議の議事録、稟議書、規程、契約書等は電子文書としても保存、管理され、権限に応じた閲覧ができるようにしております。

(3)　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　リスク管理規程に基づき、リスク毎に主管部署を明確にし、リスクおよび対応状況等を「リスク管理状況報告」に取り纏め、年１回、グループ経営会議、取締役会で報告、管理しております。

②　事業運営リスクに関しては、当社の管理部門の人員拡充・良質な人材の確保に努め、それぞれの部署でリスク認識、対応の更なる強化を図っております。

(4)　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　グループ経営会議により、グループの重要な業務執行に関する事項の報告・審議は、グループ横断での情報共有化、意思決定の過程の透明化を図っております。

② 経営改革推進委員会を原則月１回開催し、当社グループの健全で持続的な成長を実現するため、業務執行に関わる重要規程の見直しや風土改革等の業務改革活動を継続して取り組んでおります。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

① グループの重要な業務執行に関する事項の報告・審議は、グループ経営会議を経て、当社取締役会で意思決定しております。

② 当社の管理部門の人員拡充・良質な人材を確保し、子会社の管理強化をしております。子会社監査役は専任体制とし、知識と経験を有する者を監査役候補者としております。

③ 重要な子会社には、内部監査部門を設けており、グループ各社の業務活動の適正等については、当社の内部監査部門が計画的に監査を行っております。

(6) 監査役の職務を補助する社員に関する事項及び当該社員の取締役からの独立性に関する体制

監査役からは、職務を補助する社員の配置を求められておりませんが、必要に応じて内部監査スタッフが、監査役の職務の補佐ができるよう体制を構築しております。

(7) 監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、取締役会やグループ経営会議等の重要会議に出席するとともに、適時、取締役への聴取や子会社往査などを行っております。また、グループ監査役会議を主宰し、定期的な報告を受けております。

② 当社グループの取締役及び従業員は、年間計画・決算等の主要な業務執行状況について、定期的に監査役に報告しております。重要事案は個別に、監査役に正確な情報を報告することを徹底しております。

(8) 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力との関係遮断については、対応統括部署を定めるなど必要な体制を整備し、外部専門機関と連携して対応しております。

（注） 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（2026年９月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**5,113,372**	**流動負債**	**7,182,664**
現金及び預金	2,299,436	買掛金	1,039,323
売掛金及び契約資産	1,813,427	短期借入金	3,800,000
商品	752,271	1年内返済予定の長期借入金	1,208,288
その他	258,365	未払金	319,785
貸倒引当金	△10,128	未払法人税等	132,236
固定資産	**14,427,403**	返金負債	119,843
有形固定資産	**11,776,386**	賞与引当金	128,456
建物及び構築物	1,347,341	その他	434,730
機械装置及び運搬具	5,800,298	**固定負債**	**6,960,171**
土地	3,722,878	長期借入金	6,387,798
建設仮勘定	865,889	繰延税金負債	46,644
その他	39,978	退職給付に係る負債	173,326
無形固定資産	**1,035,397**	資産除去債務	309,716
のれん	767,351	その他	42,686
その他	268,045	**負債合計**	**14,142,835**
投資その他の資産	**1,615,620**	（純資産の部）	
投資有価証券	574,289	**株主資本**	**4,786,284**
繰延税金資産	339,118	資本金	747,419
差入保証金	326,390	資本剰余金	691,686
その他	375,820	利益剰余金	5,214,225
		自己株式	△1,867,047
		その他の包括利益累計額	**473,040**
		その他有価証券評価差額金	340,047
		繰延ヘッジ損益	118,027
		退職給付に係る調整累計額	14,964
		新株予約権	**15,863**
		非支配株主持分	**122,752**
		純資産合計	**5,397,940**
資産合計	**19,540,776**	**負債純資産合計**	**19,540,776**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　2025年10月１日
　至　2026年９月30日）

（単位：千円）

科目		金額	
売上高			18,287,099
売上原価			11,272,241
売上総利益			7,014,858
販売費及び一般管理費			5,560,517
営業利益			1,454,340
営業外収益			
受取利息及び配当金		41,285	
受取家賃		14,320	
営業支援金収入		4,779	
受取保険金		1,531	
物品売却益		15,798	
その他		21,725	99,441
営業外費用			
支払利息		203,151	
融資手数料		27,605	
その他		324	231,081
経常利益			1,322,700
特別利益			
固定資産売却益		80	
和解金		6,300	
新株予約権戻入益		3,473	9,853
特別損失			
減損損失		447,713	
固定資産除却損		60	
その他		475	448,248
税金等調整前当期純利益			884,305
法人税、住民税及び事業税		350,361	
法人税等調整額		△144,227	206,133
当期純利益			678,171
非支配株主に帰属する当期純利益			37,454
親会社株主に帰属する当期純利益			640,717

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（2026年９月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**1,696,905**	**流動負債**	**5,590,795**
現金及び預金	1,292,555	短期借入金	4,400,000
		1年内返済予定の長期借入金	1,053,412
売掛金	313,264	未払金	28,822
前払費用	67,359	未払費用	25,578
		未払法人税等	41,922
短期貸付金	8,193	賞与引当金	12,637
その他	15,532	その他	28,422
固定資産	**12,919,633**	**固定負債**	**6,133,186**
		長期借入金	5,844,518
有形固定資産	**10,447,187**	退職給付引当金	42,601
		繰延税金負債	53,468
建物	207,313	資産除去債務	180,838
構築物	490,467	その他	11,760
機械及び装置	5,658,012	**負債合計**	**11,723,981**
車両運搬具	10,607	（純資産の部）	
		株主資本	**2,418,618**
工具器具及び備品	11,883	**資本金**	**747,419**
土地	3,205,459	**資本剰余金**	**691,686**
		資本準備金	684,918
建設仮勘定	863,442	その他資本剰余金	6,768
無形固定資産	**1,006,626**	**利益剰余金**	**2,846,559**
		利益準備金	3,820
のれん	767,351	その他利益剰余金	2,842,739
その他	239,274	別途積立金	134,150
		繰越利益剰余金	2,708,589
投資その他の資産	**1,465,820**	**自己株式**	**△1,867,047**
		評価・換算差額等	**458,075**
投資有価証券	574,289	その他有価証券評価差額金	340,047
関係会社株式	599,645	繰延ヘッジ損益	118,027
差入保証金	45,031	**新株予約権**	**15,863**
その他	246,853	**純資産合計**	**2,892,557**
資産合計	**14,616,539**	**負債純資産合計**	**14,616,539**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自　2025年10月１日
　至　2026年９月30日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,552,451**
売上原価		**1,064,629**
売上総利益		**1,487,821**
販売費及び一般管理費		**569,997**
営業利益		**917,824**
営業外収益		
受取利息及び配当金	39,402	
受取家賃	20,684	
その他	7,668	67,755
営業外費用		
支払利息	194,722	
融資手数料	27,314	
その他	183	222,219
経常利益		**763,360**
特別利益		
固定資産売却益	80	
和解金	6,300	
新株予約権戻入益	3,473	9,853
特別損失		
固定資産除却損	0	
減損損失	428,666	428,666
税引前当期純利益		**344,547**
法人税、住民税及び事業税	168,842	
法人税等調整額	△75,950	92,891
当期純利益		**251,655**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年11月13日

株式会社サカイホールディングス
取締役会　御中

有限責任中部総合監査法人
愛知県名古屋市

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　早稲田　智大
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　堀江　将仁

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社サカイホールディングスの2025年10月１日から2026年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サカイホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年11月13日

株式会社サカイホールディングス
取締役会　御中

有限責任中部総合監査法人
愛知県名古屋市

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　早稲田　智大

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　堀江　将仁

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社サカイホールディングスの2025年10月１日から2026年９月30日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年10月１日から2026年９月30日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、会計監査人である有限会社中部総合監査法人については、日本公認会計士協会が実施した2025年度の品質管理レビューの結果に基づき、監査業務の全部又は一部の事態勧告の措置を受け、2026年11月9日付で登録上場会社等監査人の管理区分に指定されております。監査役会は、同監査法人から当該措置の内容及び当社の監査業務への影響等について報告を受け、必要な説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任中部総合監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任中部総合監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年11月13日

株 式 会 社 サカイホールディングス　監査役会

常勤監査役　　内　田　守　彦　㊞

社外監査役　　後　藤　康　史　㊞

社外監査役　　伊　東　祐　介　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと考え、2026年９月期までは配当性向30％以上を基本方針としております。

なお、2027年９月期からは、配当及び自己株式取得を合わせた総還元性向30～40％を目安とし、機動的な資本政策と配当による株主還元策へ変更いたします。

当期の期末配当につきましては、従来の株主還元方針に基づき、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

（１）　配当財産の種類
　　金銭といたします。

（２）　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金18円といたしたいと存じます。
　　なおこの場合の配当総額は、136,171,710円となります。
　　(注)中間配当17円を含めた当期の年間配当は、１株につき35円となります。

（３）　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2026年12月21日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役４名選任の件

現在の取締役４名は本定時株主総会終結の時をもって全員が任期満了となります。つきましては、本定時株主総会において取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	朝田　康二郎（あさだ　こうじろう） （1979年７月15日）	2003年４月　野村證券株式会社入社 2010年４月　三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社入社 2013年３月　クレディ・スイス証券株式会社入社 2018年11月　株式会社ファイナンシャルファーム取締役（現任） 2019年１月　株式会社ミツワ入社（現職） 2019年２月　ブルーモーニングフィナンシャル株式会社代表取締役 2021年１月　刀パートナーズ株式会社代表取締役 2022年３月　株式会社小牧ハイウエイ企画駐車場開発監査役 2022年12月　刀パートナーズ株式会社取締役（現任） 当社代表取締役社長（現任） 株式会社エスケーアイ代表取締役社長 株式会社セントラルパートナーズ代表取締役会長 エスケーアイマネージメント株式会社取締役 エスケーアイ開発株式会社代表取締役社長 2023年12月　株式会社エスケーアイ取締役会長（現任） 株式会社セントラルパートナーズ取締役会長（現任） 2024年９月　エスケーアイマネージメント株式会社取締役会長（現任） ［重要な兼職の状況］ 株式会社エスケーアイ　取締役会長 株式会社セントラルパートナーズ　取締役会長 エスケーアイマネージメント株式会社　取締役会長 刀パートナーズ株式会社　取締役 株式会社ファイナンシャルファーム　取締役 株式会社ミツワ　従業員	50,761株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	渕上（ふちがみ） 真孝（まさたか） （1964年２月12日）	1982年３月　株式会社名古屋三越入社 2005年８月　東建コーポレーション株式会社入社 財務経理部課長 2009年４月　モリリン株式会社入社 2015年３月　同社財務部課長 2016年３月　同社財務部部長代理 2019年３月　同社財務部長 2024年８月　当社入社　経理部次長 2024年９月　当社経理部長（現任） 2025年12月　当社取締役（現任）	2,042株
3	片山（かたやま） 義浩（よしひろ） （1979年８月29日）	2003年４月　アスカ株式会社入社 2008年４月　同社自動車部品事業部営業部長 2011年２月　同社取締役自動車部品事業部営業部長 2012年３月　同社取締役自動車部品事業部幸田工場長 2013年９月　同社取締役自動車部品事業部営業部長 2015年２月　同社常務取締役総務・経理・経営管理担当 2016年２月　同社常務取締役総務・経理・経営管理・開発本部担当 2018年３月　同社常務取締役管理本部長 2018年10月　株式会社ジャスティス代表取締役 2022年12月　当社社外取締役（現任） 2023年２月　アスカ株式会社常務取締役制御システム事業部長 2025年２月　アスカ株式会社常務取締役ロボットシステム事業部長（現任） ［重要な兼職の状況］ アスカ株式会社　常務取締役ロボットシステム事業部長	－株
4	秋葉（あきば） 一行（かずゆき） （1982年10月29日）	2010年12月　弁護士登録 北薗法律事務所入所 2012年10月　三重県信用農業協同組合連合会出向 2016年７月　名古屋国税不服審判所国税審判官 2020年４月　秋葉法律会計経営事務所所長（現任） 2020年７月　公認会計士登録 2024年12月　当社社外取締役（現任） ［重要な兼職の状況］ 秋葉法律会計経営事務所　所長	－株

（注）1.　各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2.　片山義浩氏及び秋葉一行氏は社外取締役候補者であります。
3.　社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
(1)　片山義浩氏は、企業経営における幅広い識見を生かして、的確な意見を述べるなど経営全般に対する提言を適切に行っていただいていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。片山義浩氏は現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、４年となります。

(2)　秋葉一行氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士及び公認会計士としての専門的見地と豊富な識見を有し、かつ、当社の業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場から、当社の経営全般に的確な意見をいただいていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。秋葉一行氏は現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、２年となります。

4.　責任限定契約について

当社は片山義浩氏及び秋葉一行氏との間で会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく社外取締役の責任の限度額は、金1,000千円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とのいずれか高い金額となります。両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

5.　役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求がされた場合の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により塡補することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

6.　独立役員について

当社は、片山義浩氏及び秋葉一行氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合、当社は独立役員の届出を継続する予定であります。

（ご参考）取締役・監査役のスキル・マトリックス（定時株主総会後の予定）

役員情報			企業経営	マーケティング・営業	ファイナンス・財務	IT・DX	人事・労務・人材開発	法務・リスクマネジメント	グローバル経験	ESG・サステイナビリティ
朝田康二郎	再任	代表取締役社長	○	○		○				
渕上真孝	再任	取　締　役			○					○
片山義浩	再任	社外取締役	○	○	○		○		○	
秋葉一行	再任	社外取締役			○		○	○		
内田守彦	現任	常勤監査役		○			○	○		
後藤康史	現任	社外監査役	○		○			○	○	
伊東祐介	現任	社外監査役					○	○		○

（注）1. 本総会第２号議案を原案どおりご承認いただいた場合に予定しているものです。
2. 取締役候補者の指名にあたっては、透明性、公平性、客観性を一層高めるため、社外役員を議長とし、社外役員が半数以上を占める「指名報酬諮問委員会」における審議を経ております。

第３号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任中部総合監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が五十鈴監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の事業規模や事業展開に適した会計監査人としての専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬の相当性等を総合的に検討した結果、五十鈴監査法人が当社の会計監査人として適任であると判断したものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名称	五十鈴監査法人
主たる事務所の所在地	三重県津市丸之内34番5号（津中央ビル６階）
沿革	1983年５月　五十鈴監査法人設立 2007年５月　日本公認会計士協会上場会社監査事務所登録 2008年11月　本部事務所を津市丸之内34番5号に移転 2013年８月　経営革新等支援機関の認定 2022年10月　名古屋オフィス開設 2024年７月　上場会社等監査人名簿登録
概要	（出資金）　15,000,000円 （構成人員） 代表社員　５名 社員　５名 マネージャー　13名 スタッフ 　公認会計士　21名 　会計士試験合格者　２名 その他　４名 事務系職員　２名 合計　52名

（2026年９月30日現在）

第４号議案　取締役に対するストック・オプションとしての報酬等の内容決定の件

当社は、当社グループの長期的な企業価値向上への意欲や士気を一層高め、当社グループの企業価値の増大を図ることを目的として、当社代表取締役１名及び代表取締役以外の取締役（社外取締役を除く）１名に対し、職務執行の対価として、金銭の払込みを要しないストック・オプション（新株予約権）を付与することにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社取締役の報酬等の額は、2020年12月25日開催の第30回定時株主総会において、年額３億５千万円以内（うち社外取締役７千万円以内）とすることをご承認いただいております。本新株予約権に関する報酬等の額（割当日における本新株予約権１個当たりの公正価額に、割り当てる本新株予約権の数を乗じた額）は、他の報酬等と合わせて当該報酬枠の範囲内とします。

本議案は、会社法第361条第１項第４号に基づき、以下に記載する本新株予約権の内容についてご承認をお願いするものであります。当社グループの中長期的な企業価値向上に資するインセンティブとして、当該報酬等の内容は相当であると考えております。

なお、本総会で第２号議案「取締役４名選任の件」が可決された場合の取締役は４名となります。

報酬等として付与する新株予約権の内容

（１）新株予約権の割当を受ける者

当社代表取締役１名及び代表取締役以外の取締役（社外取締役を除く）１名

（２）新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式120,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要と認める合理的な範囲内で、当社は目的となる株式の数の調整を行う。

（３）新株予約権の数

1,200個を上限とし、その内訳は代表取締役１名に対し1,000個、代表取締役以外の取締役（社外取締役を除く）１名に対し200個をそれぞれ上限として付与する。（新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、前項（２）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

なお、本新株予約権の権利行使により交付する当社普通株式には、自己株式を充当する予定である。

（４）新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないものとする。なお、本新株予約権は当社代表取締役その他の取締役（社外取締役を除く）の職務執行の対価として付与されるものであり、有利発行には該当しない。

（５）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値、又は割当日終値（当日に取引が成立しなかった場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のうち、いずれか高い方の額に1.05を乗じた金額とし、計算の結果、１円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。

ただし、当該金額が本新株予約権に係る契約の締結の時における当社普通株式１株当たりの価額を下回る場合には、当該価額（１円未満の端数は切り上げる。）を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。)には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数＋新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

また、本新株予約権の割当日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

（６）新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の付与に係る当社取締役会決議の日後２年を経過した日から、当該決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会において決定する。

（７）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は権利行使の時点においても、当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

② 新株予約権者は、次の定めに従い権利が確定した本新株予約権のみを行使することができる。

・代表取締役に割り当てる本新株予約権（上限1,000個）に関しては、割当日から１年を経過するごとに、割り当てた本新株予約権の５分の１ずつ段階的

にその権利が確定するものとする。
・代表取締役以外の取締役（社外取締役を除く）に割り当てる本新株予約権（上限200個）に関しては、割当日に全ての権利が確定するものとする。

③　その他の行使の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。なお、本新株予約権は、租税特別措置法第29条の2に定める税制適格ストック・オプションの要件を満たす内容とする。

（8）新株予約権の取得条項

以下の場合において、当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権を無償にて取得することができるものとする。一部を取得する場合は、当社取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

①　当社が消滅会社となる合併、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転に関し当社株主総会の承認決議がなされた場合。

②　本新株予約権の行使の条件やその他の要因等により本新株予約権の全部又は一部の行使が可能と見込めない場合。

③　新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部について放棄もしくは返還等の意思を示した場合。

（9）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。

なお、税制適格ストック・オプションの要件を満たすため、新株予約権者による本新株予約権の譲渡は禁止するものとし、その旨を当社と各新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

(10) 新株予約権行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（２）及び（３）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（５）に準じて決定する。

⑤ 新株予約権を行使できる期間

前記（６）に定める本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記（６）に定める本新株予約権の行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（10）に準じて決定する。

⑦　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

⑧　新株予約権の取得条項

前記（８）に準じて決定する。

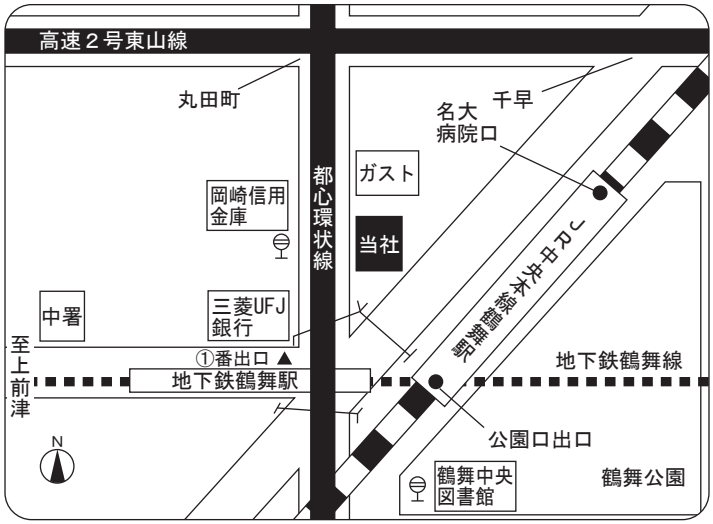
(12) 新株予約権の行使により生ずる１株に満たない端数の取扱い

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) その他の本新株予約権の募集事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。

以　上

株主総会会場ご案内図



株式会社サカイホールディングス　本社５階会議室
名古屋市中区千代田五丁目21番20号（エスケーアイファーストビル）
電話　052－262－4499

経路のご案内

〈地下鉄・JR〉

地下鉄鶴舞線「鶴舞駅」下車(①番出口)――――――――徒歩５分
JR中央本線「鶴舞駅」下車(公園口出口)――――――――徒歩５分

〈市バス〉

市バス栄20・26号または名駅18号系統にて「鶴舞公園前」下車
名駅・栄方面よりお越しの方――――――バス停より北へ徒歩５分
新瑞橋・高辻方面よりお越しの方――バス停より向かいへ徒歩５分

お願い

会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。